

## 教育職員の勤務時間の上限に関する県教委交渉

### これまで同様 補習等を含めて勤務時間管理を行い 「アクションプラン」でも補習等を含めた超勤の縮減をめざすことを確認

高教組は、教育職員の勤務時間の上限に関する給特条例改正等にかかわる県教委交渉について、12日の交渉以降も断続的に折衝を重ね、以下の点を県教委と確認しました。

#### 「超勤が月80時間を超える割合を0%に」の目標は補習等を含めての時間

①「上限に関する方針」についての「FAQ」に、「なお、補習授業や模試監督等の時間は『在校等時間』には含めませんが、教育職員一人一人の働き方を改善する観点から、それらの時間も記録には残し、これまで同様、補習や模試の時間も含めて勤務時間管理を行うこととします」と書き込む。

②「上限に関する方針」の実現をめざすための「アクションプラン」に記載する数値目標の時間は、いずれも補習等を含めた時間としてとりくみをすすめる。

<記載される数値目標>

ア 超過勤務が月 100 時間を超える教職員の割合を令和 2 年度までに 0%にする。

イ 超過勤務が月 80 時間を超える教職員の割合を令和 5 年度までに 0%にする。

ウ 複数月平均の超過勤務が月 80 時間を超える教職員の割合を令和 3 年度までに 0%を目指す。

③「出退勤管理システム」の入力は、補習や模試の時間も含めて出勤・退勤の時間を入力して、補習等を含めた超勤の時間を記録する。

以上より、これまで同様、補習や模試の時間も含めて出勤・退勤の時間を「出退勤管理システム」

に入力して、補習や模試の時間も含めた超勤の時間を毎月集計し、目標に照らして超勤縮減のとりくみがすすんでいるのかどうかをチェックすることになります。

#### 補習等を含めて勤務時間管理を行うことを校長に徹底することを確認

「在校等時間」の扱いについての校長会での説明を聞いた校長が学校で説明をする中で、「補習や模試監督は含めない」という部分だけ伝えて、「補習等も含めて勤務時間管理を行い、補習等を含めて超勤縮減のとりくみをすすめる」という部分がきちんと伝えられていない(校長が理解していない?)例がいくつか報告されています。折衝では、こうした実態を県教委に示し、3月の校長会等で、勤務時間管理について徹底することを確認しました。

#### 長時間労働是正の実効あるとりくみをすすめることを前提に給特条例改正には同意

前記のような確認をした上で、高教組は、教育職員の勤務時間の上限に関する給特条例改正については、「教育職員の健康及び福祉の確保」を目的とし、教職員の長時間労働是正のとりくみが実効ある形ですすめられることを前提に同意することとしました。その際、条例改正案や教育委員会規則の条文案に、「勤務時間の上限」を算出する場合の「教育職員が業務を行う時間」についての明確な定義はないことを確認し、「在校等時間」には補習等の時間を含めないという県教委の回答を受け入れるものではないことは明確にしています。また、教職員の長時間労働是正のために、教職員の増員と業務の削減を軸にとりくみを強化することを改めて要求しました。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ